

第 13 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告 (第 3 回)

第 5

条例に基づく 2023 年度事業等の実施状況に関する
各実施機関の検証報告「報告事項Ⅱ」を受けて(評価と課題)

第 6

子どもの自死を再び繰り返さないために——
市民モニターの声を通して私たちが受け止めたこと

第 7

条例に基づくべき教育委員会「教育相談」事業の現状を問う
——子どもをはじめ市民の思いや願いに応える事業/制度としていくために——

2024(令和 6)年 11 月 13 日

泉南市子どもの権利条例委員会

2024(令和 6)年 11 月 13 日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三
副会長 山 下 裕 子
委 員 青 木 桃 子
委 員 前 田 百 合 子
委 員 横 井 真

第 13 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告（第 3 回）

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定。以下「条例」とします。）第 16 条第 4 項に基づき、本報告を行います。

本年度の第 13 次報告は、複数回にわたり重要事項を優先して順次に報告させて頂くこととして、その第 1 回を 7 月 22 日に、第 2 回を 10 月 18 日に提出させて頂きました。

本報告は、それらに続く第 3 回として、これを行うものです。第 1 回では報告の第 1 から第 3 までを、第 2 回では報告の第 4 を行いましたので、これらを踏まえ本報告は、報告の第 5、第 6、そして第 7 について、以下に行うものです。

なお、市の実施機関より本委員会の検討資料として「報告事項Ⅱ 子どもの権利条例に基づく 2023 年度事業等の実施状況（各実施機関報告一覧）」を提出頂いておりますので、これを本報告に含むものとして、別添にて提出いたします。

泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第 16 条第 5 項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを、切に要望するものです。

記

第 5

条例に基づく 2023 年度事業等の実施状況に関する 各実施機関の検証報告「報告事項Ⅱ」を受けて（評価と課題）

（1）今次の報告事項Ⅱにおいて積極的に評価できる点

まず第一に、報告事項Ⅱは、条例が実際にどのように活かされているのかを、市民が知るための重要な報告です。市民と各実施機関との対話のツールでもあります。したがって、市民が見てわかりやすいことが望まれます。この点において、今次の報告事項Ⅱは、市民が見てわかりやすいものへと検討がなされ、改善を努力されたことが読み取れるものになっていると受け止められます。

具体的には、目次が作成されたことにより条例に基づいて実施されている事業が視覚的にわかりやすくなりました。事業全体を見渡すことができるため、第 8 条(子どもの権利に関す

る学習と教育)に基づく事業の多さから、泉南市が条例を子どもや市民、行政職員の学びと理解を深めることを大切にしていることが一目でわかります。一方で、事業数が多ければよいというわけではありませんが、これからの課題も見える点において、このように報告事項Ⅱが整理されたことは、非常に意味のあることだと評価できます。

更に、各条文においては、条文説明がより丁寧でわかりやすいものとなり、「視点」が加えられたことにより、市民が実施事業を見る際に、評価しやすいものとなりました。市民が見てわかりやすい報告は、市民と行政の活発な対話を生み出すという意味でとても重要であると考えます。市民との対話が活発になれば、それにより更に子どもの権利に関する理解を、市民と行政がともに深めていける、積極的なサイクルとなることが期待されます。

(2) 積極的に評価できる点から見えてきた、各事業報告における課題点

報告事項Ⅱの事業は、条例に基づいて新たに実施されるようになった事業だけでなく、すでに条例制定前から、それぞれに実施されている事業を、位置づけ直したものもあります。これまでの報告事項Ⅱでは「子どもの権利条例に基づく事業」という意味や意義を、十分に読み取ることが難しい状況にありました。しかし、今次の報告事項Ⅱでは、「視点」が示されたことにより、各条文の「視点」が各事業の報告の中に反映されているかどうかを比較しながら読んでいくことができるようになりました。

そのように各事業報告を読んでいくと、各条文における「視点」で示されていることが、報告の記載内容の中に読み取ることができない事業がありました。例えば、第4条では、「視点」の1つ目が「子どもは、子どもの権利条約を知り、自分が権利の主体であることを意識していますか」となっています。これは非常に重要な視点であると思われます。しかし例えば「みんな仲よし会議」では、どのように活動の中でこの視点が担保されているのか、記載の中に読み取ることができませんでした。このことについて担当課に尋ねると、開催案内にて、子どもたち自身が主体である旨を記載していると回答をいただきました。

第5条泉南子ども会議では、「視点」の4つ目に、「ファシリテーターの役割を担うおとなは、研修等で子どもの権利について理解する努力をしていますか」と記載されています。泉南子ども会議を実施していく上で、根幹にかかわるものであると思われます。しかしこの視点もやはり、どのように担保されているか、報告事項の記載では読み取ることができませんでした。これについても質問として尋ねると、担当課から「研修の実施、参加を通じて理解を深めている」との回答をいただくことができました。

報告事項Ⅱで記載されている事業については、その事業がなぜ、数ある子どもに関する事業の中で、子どもの権利に基づく事業として位置づけられているのか、その意味と意義について、市民に分かるように示される必要があると思います。まずは、今次報告で示された「視点」を十分に認識・共通理解され、事業実施に反映するとともに、市民に分かるように報告事項Ⅱに記載されることが望まれます。そして、それらの積み重ねが、担当者が替わっていく行政内において、職員の皆さんの、子どもの権利に関する理解の入り口となり、条例に基づく事業として、引き継がれるべきことが共有されているという、市民の安心感と信頼に結び付くのではないかと考えます。

(3)「第 6 条子どもの相談と救済」に基づく事業報告の課題点

泉南市子どもの権利に関する条例のもとで育つ子どもが、自死したという事実は、第 6 条（子どもの相談と救済）に基づく事業全体に関わる重大な課題です。上述(2)で問題提起した「子どもの権利条例に基づく事業」として、推進する体制や職員の意識等を含め、その構造的な問題と課題について、経過と現状を真摯に省察する事業報告が望まれます。

しかしながら、第 11 次報告でもすでに指摘した通り、第 6 条に基づく事業については、対象者が、子どもであるもの、おとなであるものと混在しており、また、相談実態も、おとなのみ、子どものみ、おとなと子ども両方となっているように読み取れます。第 6 条子どもの相談と救済に基づいての事業であるならば、例えば相談の始まりが保護者であった場合においても、子ども自らが、主体を回復していくことができる事業となっているか、第 6 条の「視点」に基づいて、事業の実施体制や職員の意識等の現状を評価していくことが求められます。

子どもからの相談ではなかったもので、第 6 条に示されている「視点」について、評価・検討できない、しなくてよい、ということにはならないはずです。第 6 条に基づいている事業は、第 6 条が示していることに、応答する形で報告をすることが、報告事項Ⅱでは求められています。条例委員会は実に第 2 次報告より、ほぼ毎年、第 6 条「子どもの相談と救済」について、これを重点課題として位置づけ、報告書を提出してきました。しかしながら、この「第 6 条に基づく事業」の意味と意義は、未だ実施機関の共通の理解・認識とはなっていないと受け止められます。この第 6 条の意義と意味に忠実に基づく事業の実施と推進が、ことに 2022 年の自死事案を通して、より重要な課題になっていると受け止められます。

現在、報告事項Ⅱにおいて、「教育相談」（教育部 指導課）については、第 6 条に基づく事業として報告されていることに加え、同じ事業が第 9 条（親その他の保護者の支援）にも掲載されています。一方、「子ども相談」（健康子ども部 家庭支援課）「こころホットライン」（教育部 生涯学習課）は、保護者を対象とした相談実態があるものの、第 9 条に掲載されていません。各相談機関の相談件数から推測しても、子ども自身の相談、保護者からの相談は、それぞれ相当数の実施件数が報告されており、第 6 条、第 9 条の両方を担っていることは明らかなです。しかしなぜ、第 6 条に基づく事業としているのか、なぜ第 6 条と第 9 条の両方の事業であるのかが、報告事項Ⅱからは十分に読み取ることができません。

今次報告事項Ⅱに「視点」が示されたことで、第 6 条子どもの相談と救済における、実施事業は、再度報告内容を「視点」に基づいて整理され、市民にとってわかりやすい事業報告として共有される必要性が生じていると思われます。

また「教育相談」のように、第 6 条と第 9 条に併記される場合には、どのような相談が第 6 条に基づき、どのような場合を第 9 条に基づいた相談と捉えるのか、明確な説明も求められることになります。単純に子どもからの相談は第 6 条、保護者からの相談は第 9 条と捉えることはできません。□□くんのように、人権侵害を受けていることを保護者からの相談というだけで、第 9 条で捉えて対応を終えるとするならば、再び泉南市子どもの権利条例は子どもにとって、意味のないものになってしまうことを考えれば明らかなだと思います。

上記の中でも述べた、実施事業の「視点」に基づく整理は、泉南市が新たに創設しようとしている子どもの権利救済機関の在り方においても、重要な意味を持つと思われます。

現在、保護者のみの相談が多い事業においても、泉南市は既存の相談窓口を第6条に基づく事業として位置づけています。保護者から始まる相談も、第6条に基づいて「子どもの主体の回復」を目指し、子どもの意見表明と参加を大切にして、子どもの最善の利益の実現に努め、施策に生かすことを、泉南市の第6条が示す「子どもの相談と救済の仕組み」として捉えているのであるならば、新たな子どもの権利救済機関の機能と役割をどのように捉えて制度設計するのか、あらためて第6条にもとづいて、泉南市の既存の相談窓口との関係をも含め、市民に対して適切に説明する必要があると考えます。

最後に、相談窓口は、様々な専門性を有する人が多数その事業に従事していることがあげられますが、専門家は基本的に非常勤などで構成されていることが多いと、報告事項Ⅱからも読み取れます。こども基本法も施行された今、相談事業の従事者において、条例第6条に基づく事業であることの理解や、4つの視点の理解の担保はどのように行われているか、市民の安心と信頼につながる報告事項Ⅱの在り方の検討が、第6条に基づく事業については更に求められると思われます。

(以上分担執筆: 青木 桃子)

(4) 第6条(子どもの相談と救済)に基づく事業等の報告を読んで～「相談と救済」とは？

今年度、子どもの権利救済機関の設置に関する検討が続いています。

市民にとって、殊に子どもにとって、相談とは何か、救済とは何だろうかと考えてきました。ここ数年、特に中学生の自死があつてから、「相談と救済」の意味が、一般的に市民が捉えているものと行政の側では違うのではないかと感じるようになってきたからです。

条例ハンドブックには条例第6条第1項として、「子どもは、(中略)自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます」とあります。

けれども、条例委員会の会議での職員のみなさんとの議論の中でも、また、市長が設置したいじめ第三者委員会の報告書に述べられた、自死した中学生や保護者の状況、また先日の市民モニターからの現状報告でも、この「子どもの権利としての相談と救済」という条例の意味や意義が、思うように伝わらないというもどかしさを感じられるのです。

例えば市民モニターの意見書には、たくさんの相談電話の場所があるが、子どもにとっては相談するのにかなり勇気が必要だったりするのに、実際電話相談した子どもが心無い発言を受け落胆した様子が述べられています。本委員会の第12次報告(昨年度)にも引用しましたが、□くんも「解決して欲しくて相談したのに聞くだけや」との発言をしていたとのことでした。

相談することに何らかの解決策を含む救済を含んでいるのが、一般的な感覚だと思います。相談すれば何かアドバイスが得られ苦しい現状が改善する、。そんな思いでせっかく相談窓口に辿りついて、今ひとつすっきりしない。あるいは市民モニターの報告の中にも、間接的に聞いた談話として記載があるように、子どもが相談しても、理解されなかったり否定されたりする。そして、はなから相談することを諦めてしまう、そんな子どもたちの状況が見えるのです。

まずは、子どもを含む市民が相談窓口に辿りつくのは、実は、行政側が考えるほど簡単で

はないことは認識してほしいと思います。自分の困りごとがどんなものなのかはつきり分析して適切だと思われる相談窓口を決めるのは難しい。だからこそワンストップで完結する仕組み、ホテルのコンシェルジュのように、相談者の立場に立って対応する仕組みが必要だと思います。

相談窓口はすでに複数存在しますが、子どもであれおとなであれ、アクセスするのにハードルがあるとすれば、設置している行政側のアリバイ、つまり「絵に描いた餅」でしかないのです。そこで改めて、「相談」とは何か、「救済」とは何か、市民と行政での見解の違いを埋めていく必要があります。

対面で相談する場面を想像してみましょう。おそらく正面に座り話をする。お互いに違う方向を向き違う景色を見て話することになります。受ける側は専門家として相談者の背景を探ることができます。ですが相談者はまず自分の想いを受け止めてほしい、そして共感してほしい、のではないのでしょうか。

そのためには話を受ける側は、相談者と同じ視点を持つとする姿勢でいることが大変重要だと思います。正面ではなく横に座り、目の高さを合わせ、同じ方向を見る。物理的にも心理的にも相談者の立ち位置を理解した上で、観察し対話し分析が進む中で、ようやく救済の道すじが見えてくるのではないのでしょうか。自分の状況を他者と一緒に見ながら対話することで、相談する側も現状をどう変えていきたいかが明らかになっていくのではないのでしょうか。

特に語彙不足や言葉づかいの経験が浅い子どもとの対話には、ノンバーバル・コミュニケーションを含め、相応の聴き取る力が必要だと思われます。受けた言葉をそのまま受け取ってよいのか、あるいは別の意味があるのか、その言葉がどういう状況で発せられるのか。受け取った言葉の意味を、その状況や文脈から、よく見極める必要があります。

(5) 第 11 条(せんなん市民子ども支援ネットワーク)に基づく事業の速やかな実施を

第 11 条の子ども支援ネットワークが、まだ構築されていません。昨年度の条例委員会では、市内で活動する団体への働きかけをしていると聞いたように記憶していますが、2023 年度実施事業に関する今回の報告事項Ⅱには、第 11 条に関する報告の記載はありません。

ネットワークの具体化に向けての考察は、昨年度の第 12 次報告にも記述されています(46～49 頁)。その中でも、子どもの権利を分かっていない職員も多いので話がうまく合わない、と言葉の伝わらなさを指摘する市民モニターの見解があります。

市民モニター会議で市民モニターの声を聴き、その方々の意見書を読むと、子どもの支援に心を砕いている市民がたくさんいるのがわかります。子どものためにという思いで活動している市民が横につながり、子どもに寄り添って子どもの声を聴くおとなが増え、活動することで、子どもにやさしいまちの実現に少しでも寄与することが実感できる、そのことが子どもの支援に努めるおとなを勇気づけるし、子ども自身も社会への信頼、未来への希望を取り戻し、元気になりエンパワーメントしていけると考えます。

市民モニターの見解でも「違う組織で活動するボランティアが話を共有する場が無いが、

横の繋がりはとても大事な事だ」「相談しやすい、行きやすい居場所づくり、伴走的支援ができる体制、地域の方々の協力など横の繋がりが不可欠」との声が上がっています。

第 11 条第 1 項に「子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています」とあります。子どもの支援には行政はもちろん身近なおとなの協力は不可欠です。目の前の子どものためにお弁当を届けたり入学準備を手伝うなどの行動をした経験談が市民モニターのレポートにありましたが、これなどは縦割り行政の中では実現不可能と思われます。「子どもは社会から必要な支援を受ける権利を持っています」という条例の具体化を、民生主任児童委員という「社会からの支援」として担われた例ではないでしょうか。

上記のように運よく良い支援者に恵まれる子どもだけではなく、見過ごされたり窮状に気づいてもらえない子どももいるかもしれません。ネットワークが実現し、横の繋がりによって、子どもたちに必要な支援が届くようになることを願います。

(6) 市民が読んでわかる「報告事項Ⅱ」にしていくために

第 16 条に基づく事業の報告に記載されている条例委員会の欄には、課題として「事務局として、報告事項Ⅱを市民にとってわかる報告になるよう改善する」とあります。条例委員会の事務局を担当する子ども政策課の問題意識として、重要だとおもいます。

目次が付いたことと、条文ごとの視点が加えられたことは良いことだと評価できます。が、各々の報告内容には主語がなかったり、内輪でのみ通用するであろう言い回しが散見されたり、読者である市民をあまり意識せず書いてあることが察せられます。第 16 条にあるように、毎年の市長報告は市民に公表されますが、市民にとって分かる報告になっているかという、納得しかねます。

事業の成果や課題などの記述についても、せっかく条文ごとに新規に記載された「視点」が示されていますが、それに応答する形になっていません。

例えば、「相談」という言葉でひとくくりに第 6 条に含まれていますが、教育相談の内容でも、保護者の相談は保護者支援(第 9 条)であるし、学校施設の職員の相談は職員支援(第 10 条)と思われます。したがって、それらの「相談」は、第 9 条や第 10 条に記載され、その視点で事業報告がなされるべきではないでしょうか。そのうえで、相談の実態として認められるならば、第 6 条(子どもの権利としての相談)にも記載することになるでしょう。

また、「泉南まるごとフェスティバルの来店」は報告事項Ⅱでは初めて見る事業なので 2023 年度の新規事業のようですが、第 4 条(子どもの意見表明と参加)に基づく事業として記載されています。目的として書かれていることは第 4 条でも、事業内容からは広報のためと考えられ、第 15 条(条例の実施と広報)にも当てはまるであろうし、「子どもの権利の日」を周知するための企画とも書いてあるので第 14 条(子どもの権利の日)にも関わってくるように思われます。市立図書館の「きらめきサポーター」は第 6 条の相談・救済に基づく事業の欄ではなく、子どもの居場所づくり(第 7 条)の一部として記述されています。他にも、条文と視点、事業がチグハグに感じるところが多々あります。

このように条文、視点と報告内容のチグハグさが目立ち読みづらいのは、事業を行う際に子どもの権利の視点を意識していない可能性、報告書作成の際に視点を意識していない可能

性があるのではないかと察せられます。

となると、より充実した職員の学習や研修、職員への支援が必要だと考えます。

(7) 子どもの視点・子どもの権利の視点に立つて「子どもにやさしいまち」の実現を

何より、子どもに直接関わる事業において、子どもの権利の視点を十分に持って事業を推進してほしいと思います。

例えば第5条に基づく「せんなん子ども会議」について、この事業は条例の12年にわたる実施・運営において、成功例のひとつだと感じています。課題欄には、保護者の送迎の必要性が述べられています。けれど、保護者の送迎を前提にした開催そのものが、子どもの参加を保証していないし、子どもが社会から必要な支援を受ける権利を担保していない。参加したい子どもが移動手段を持っていないことを見過ごすことは、その子どもの家庭の環境を個人モデルとして捉えているのではないのでしょうか。

会場である青少年センターまで徒歩や自転車で来れる子は参加できるが、遠くの子どもの参加は保護者の環境に左右されていることを社会的アプローチとして解決する方向に、事業を行う側は目を向けなければならないと思います。

コミュニティバスは全て最寄りのバス停のある市役所を経由します。各バスルートや到着時間に開催時刻を合わせるなどの工夫ができるのではないのでしょうか。車移動が当たり前のおとな目線ではなく、子どもの利用できる移動手段に目を向け、参加のハードルを無くしていく、そういった子どもを応援し支援する工夫、それが子どもの最善の利益を考える視点だと思います。

子どもの権利の考えが社会に浸透するにはまだまだ時間がかかるのかもしれませんが。ですが泉南市は他市に先駆けて条例を制定したのです。職員も市民もともに学び「子どもにやさしいまち」の実現を望みます。

(以上分担執筆：前田 百合子)

第 6 子どもの自死を再び繰り返さないために—— 市民モニターの声を通して私たちが受け止めたこと

条例第 16 条(条例の実施に関する検証と公表)は、市が「子どもの権利条例市民モニター制度」を設けること(第 3 項)、条例委員会は市民モニターと協力・連携して、この条例の検証を行うこと(第 4 項)を定めています。これに基づき 8 月 26 日(月)、泉南市市民交流センターで、おとなモニター 11 名、条例委員 5 名、担当課職員 2 名の参加を得て、「市民モニターの会」を開催しました。

市民モニターのみなさんには、事前資料として「第 13 次泉南市子どもの権利条例委員会報告(第 1 回)」(本年 7 月 22 日提出)および「報告事項Ⅱ 子どもの権利条例に基づく 2023 年度事業等の実施状況(各実施機関報告一覧)」を配布し、それら資料をもとに、モニターとしての意見をさまざまに聴かせて頂きました。とりわけ 2022 年 3 月の子どもの自死という深刻な事態を受け止める中、市民の目線からの積極的な意見や提起がありました。泉南市の子どもたちを取り巻く状況を語り合い、認識を深め合う時間となりました。また、その後も、改めてモニタリング・レポートが 8 名の市民モニターから届けられました。

これらの市民モニターの声を通して、私たちが受けとめた課題を以下に述べます。

(1) 子どもの「権利」としての「相談と救済」が機能しているでしょうか

市民モニターの一人は、第 6 条の子どもの相談と救済に関して次のように記しています。

——市民モニターとして、一番早く実現して頂きたいのが、第 6 条の子どもの相談と救済です。第 6 条が実現できなければ、他がどれだけ良くても、また自死の子どもさんが出てくる可能性があるからです。たくさんの相談電話の場所があるように思えますが、子ども達は顔も見えない、信用できるか分からない大人に相談するのにかなり勇気が必要だったり、実際相談電話した子どもさんの話を聞きましたが、「そんなはずないでしょ!」とか、「うそを言ったらだめだよ!!」等、心ない発言を受け、相談電話にかけても意味がなかったと、仲の良い友達に話していたそうです。その子どもさんの家庭事情が複雑すぎて、たまたまうそだと思ったのかもしれません、それを聞いた子どもさん達も絶望されたかと思うと、とても心苦しく思いました。

この意見からは、子どもが勇気を出して相談したとしても、相談窓口の対応者が子どもの声を傾聴し、子どもにとって一番よいことを考えるような対応ができていないと受け止められます。むしろ、電話越しにいるおとなの価値観を押し付けられたと子どもは感じたのではないのでしょうか。その結果として信頼を寄せることができず、「相談しても意味がない」という失望感を抱くことにつながっているように受け止められます。

信頼にもとづく関係性を築こうとしなければ、学校に馴染めずに通うことができない子ども、いじめを受けている子どもにとって、自分の置かれている環境を変えていくこともでき

ないという絶望感にもつながります。市民モニターのレポートを読んで、 さんの自死に至った関係機関との対応と地続きではないか、と思わざるを得ませんでした。

この市民モニターの意見には続いて、 さんの自死後に開かれた学校での保護者説明会の出来事が綴られていました。

——保護者説明会では、困ったら学校にいうように！との事でしたが、「いじめられてて、学校に相談しても意味がないと感じた子どもは、どこに相談したらいいですか？」と聞くと、「だから、学校に言って下さいと言っているでしょう!!」と絶望的な答えをいただきました。私を含めた他の親御さんも、泉南市に住んでいると、きっと同じような事が繰り返されると思った事でしょう。解決策もなく、その後の説明がある事もなく、同年代は卒業してしまいました。このまま風化されることなく、泉南市民対象に、改善された説明会を開いて、親子ともに不安を抱えながら過ごしている状況を、ぜひ救済していただきたいと思っています。

このレポートでは、親・保護者が、いじめられている子どもが行き場がなくなったときに、どうしたら助けることができるのかという問いに、学校側は半ば一方的に「学校に相談してください」と応答しています。その通りのやり取りがあったとするならば、そこには、とりわけ第6条が定める「子どもの相談と救済」および第9条が定める「親その他の保護者の支援」にかかわって、大きな課題があると受け止められます。

当時、現場教員の動揺や教育委員会からの方針がないこと等が推察されますが、仮に明確な解決策を伝えることができずとも、このような状況の中で子どもの不安にどうすればよいかと悩み続ける親・保護者に寄り添おうとする姿勢は、もう少しとれたのではないのでしょうか。例えば、不安に苛まれ学校に相談できなくなっている子どもや親・保護者に対しては、学校外の相談窓口等について可能な限りの情報提供に努めるなど、何よりも一人ひとりの子どもの最善の利益のために、学校は学校外の様々な機関や市民等とも協力して取り組むというメッセージを、丁寧に伝える対応が必要だったのではないのでしょうか。

さらに市民モニターは、その後説明会の機会もなく、同学年の子どもたちは卒業を迎えてしまったが、あらためて説明会を開いて、親子ともに不安を抱えている状況を救済してほしいと要望しています。すでに第三者委員会の報告が終わり、子どもの自死事案の問題点の指摘がなされています。今からでも教育委員会を中心に主体的に説明責任を果たすことが、強く求められていると、私たちはあらためて受け止めました。

このような市民モニターの声をしっかりとして受け止めて、子どもの権利条例の運営状況を検証することが必要です。第6条は第1項で、子どもたちには「相談と救済を受ける権利」があると定めています。そして第2項以下では、学校はじめ市の機関は、この子どもの権利をしっかりと受け止めて、子どもの相談と救済に対応することを定めています。

しかし、上述の市民モニターが伝える現状では、子どもが自己の権利として相談と救済を求めたとしても、第3条（子どもの権利の尊重）や第4条（子どもの意見表明）が相談窓口や学校等において十分に意識・認識されていなければ、第6条（子どもの相談と救済）は「絵に描いた餅」で終わります。第9条（親その他の保護者の支援）もまた同様です。

この市民モニターから提起されている現状と課題について、報告事項Ⅱの第6条に基づく

事業等に掲載されている各相談事業は、これを確かに受け止めて、あらためて子どもの権利条例に基づく事業のより有効な実施に、取り組んで頂きたいと願っています。

(2) 子どもの権利救済機関の設置による新たな仕組みづくりに期待を寄せる市民の声

前項にも関連して、子ども時代に泉南市の学校に通っていた市民モニターから、こんなレポートが届けられました。一部を抜粋します。

——学校の先生や教育委員会を批判するような意見が出てきましたが、私は泉南の学校に通った1人として、学校の先生に対して否定的な意見は全くなく、感謝していることが多くあります。そのため、多くの先生が児童生徒に寄り添って関わってくださっているとは思いますが、しかし、学校の先生に相談をしても助けてくれなかった、学校の先生から不当な扱い・暴力を受けた人たちもいるかもしれないとも思います。そういったときに、相談できる場が必要であると思います。親や家族など身近な人、身近な人に相談できない場合は、信頼できる相談先が必要になってくると考えます。

実際に学校に通っていた当事者として、学校の現状を言い当てているのだと思います。

学校現場には、子どもの権利を尊重する教職員が確かにおられる一方で、そうであるとは必ずしも言えない教職員もいるのではないかと、助けを求めても助けてもらえなかった子どもがいるかもしれない、という指摘を、私たちは重く受け止めたいと思います。

さらに、同市民モニターは続けて次のようにも述べています。

——その信頼できる相談先は、自分の話を聴いてくれる・解決しようと動いてくれると思える人・場所でないといけないと思います。そう思えるのは、相談するまでに何度も会っていて、話をしている方が良いと思います。その時、家、学校以外の第3の居場所がとても重要になってくると考えます。子どもたちが誰でも自由に行くことのできる場所があれば良いと思います。そこで、相談できる環境も整っていると良いと考えます。また、対面ではなく、電話やチャットが良い人もいると思うので、それにも対応できるようになっていると良いと思います。こういった場所や環境を整えることのできる条例や政策が進めばうれしいです。

第3条（子どもの権利の尊重）、第4条（子どもの意見表明と参加）、そして第6条（子どもの相談と救済）を、子どもたちに確かに保障する仕組みとして、「子どもの人権機関」を求める市民モニターの声です。これは、ほぼどの市民モニターにも共通する意見です。

親や友達、学校の先生に相談することが多いけれども、そこで解決ができない場合には子どもの拠り所として、学校や行政などの実施機関からは独立した公的第三者機関があれば、救われる子どもも増えるのではないかと、設置への期待が語られています。

本委員会では第13次（第2回）報告において、子どもの権利救済制度について、国連子どもの権利条約に基づいて国連児童基金（ユニセフ）が世界の都市に呼びかけてきた「子どもにやさしいまちづくり」に欠かせない制度として、現行条例の積極的機能をより一層引き出し、

子ども・市民にとって実効性のあるものにあらしめてほしいと述べています。

市民モニターの意見の多くは、第6条（子どもの相談と救済）に基づく既存の事業等の現状が、さまざまに懸念が抱かれるものであること、それに対して、新たな子どもの権利救済機関（公的第三者機関）の設置を強く求めるものとなっています。

ただし、それは既存の事業等にとって代わる新たな公的第三者機関が求められているのではなく、むしろ既存の相談窓口や学校等が条例第6条に確かに根差して、子どもの最善の利益のために、実効あるものとして実施・運営されるよう、そのために公的第三者機関が必要だとする認識として受け止められます。このことは、特に留意が必要です。

(3) 条例第11条「せんなん子ども支援ネットワーク」の具体化を

「（子どもの権利）条例があるのにも関わらず、それが生かされることなく、悲しい出来事もありました」と、一人の市民モニターはレポートに綴っています。そして、条例を知ることの大切さを、ご自身の経験と実感に基づいて次のように伝えています。

——まずは泉南市には子どもの権利に関する条例があるという事を沢山のおとなや子どもに知ってもらう事が大事だと思います。こういう自分も子育て支援に関わったことで条例があることを知った一人でもありましたが、知ると知らないでは全然違うと思いました。

「泉南市子ども・子育てに関するアンケート調査報告」（2024年7月）では、保護者に泉南市子どもの権利条例の認知度を尋ねています。結果は「名前だけは、知っている」「条例について研修や講座を受け、知っている」の回答者は、就学前児童保護者が56.4%、小学生保護者67.8%と、いずれも前回調査から認知度が高くなっていました。中学生保護者にいたっては71.1%となっており、およそ10人に7人の保護者に認知されています。

この調査結果は、特に第5条（せんなん子ども会議）、第8条（子どもの権利に関する学習と教育）、第14条（泉南市子どもの権利の日）に基づく施策を継続して実施してきた結果とも受け止められます。これを踏まえて、市民モニターの言葉にある「悲しい出来事」を決して起こさぬため、もっと多くの泉南市の子どもとおとなに子どもの権利条例のことを知ってほしい、この願いに、泉南市の行政も学校も応えていくことが求められています。

——また、泉南市には子どもに寄り添い、子どもの話を受けとめる大人になりましょうと、ゆうてみい（YOU TO ME）サポーターもあります。子ども・子育て中の保護者は勿論、地域のおとな、特に若い世代も少しでも関われる体制を考え、他人事にしない子どもにやさしいまちになればと願うばかりです。

市民モニターの中には、「ゆうてみいサポーター」の方もおられます。今回の市民モニター会議では約2時間にわたって、子どもの自死への深い問題意識と溢れる思いと願いを聴くことができました。こうしたことから、泉南市では長年にわたって子どもの権利の普及・促進の地道な取り組みが続けられてきて、少しずつ芽吹いてきているのでは、とも希望を抱

くところではあります。さらに今後も、子どもを含む市民の参加で「子どもにやさしいまち」を実現したいという市民モニターの願いを大切にしてほしいと思います。

——市民モニターの皆さんもそれぞれ個々に子どもの支援にも関わりがあるようで、話を聞いて何だかわかる気がする話もありました。民間での支援、個々での支援、泉南市でも部署が違う組織でのボランティア団体など共有する場がない限り、中々繋がる事はありませんが、この横の繋がりは時としてとても大事だと思いました。今回の市民モニター会議で新たな発見もあり、子どもの権利について再確認出来ました。

参加者の声を聴き合うことを通して、子どもの権利の実現に思いを寄せる市民の共感とその共有の大切さを感じて、「横のつながり」がとても大事だと書かれています。

以前から本委員会は条例第 11 条の「せんなん子ども支援ネットワーク」について、その速やかな実施を求めてきました。あらためて、市民モニターの発言を真摯に受け止めていただき、子どもの権利条例の運営がターニングポイントを迎えているとも思える現在の状況だけに、このタイミングに、その具体化に取り組んでいただきたいと思います。

子どもの権利を知ってつながろうとする市民一人ひとりが「せんなん子ども支援ネットワーク」の担い手となります。市民モニターや「ゆうてみいサポーター」、市立図書館「きらめきサポーター」など、条例に基づくボランティアな市民の活動が見られるようになっていきます。12 年におよぶ条例運営の大切な成果として受け止められます。12 年の条例運営を糧として、広く市民に呼びかけ、第 11 条 1 項「**子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています**」との意義を、行政と学校、市民社会に根付かせていく営みが期待されます。

最後に、教育委員会に対する市民の不安や不信について述べたいと思います。

「学校になじめない子どもがたくさんいる」「いじめられている子どもが今もいる」「先生に心を開けられない、先生に相談するのは無理と思っている」等、子どもの置かれている現状を危惧する市民モニターの声がありました。行政と市民との意識の落差を感じざるを得ませんでした。第 2・第 3 の さんが生まれなかつた不安が拭えない経過や状況の中、未だに教育長は何も語ってくれません。「子どものことを本当に考えてくれている教育委員会なのだろうか」と不安と不信が市民モニターからも伝わってきました。

一方で、現場の教職員が正直な思いを子どもや親に語ることもできず苦しい思いをしていることも伺えました。教育委員とりわけ教育長は、この現状を認識されているでしょうか。泉南市のおとなたちが正直な思いを口にしないような閉塞感が感じられます。それでは子どもたちは安心して暮らすことはできません。これ以上、市民との溝が深まらないよう、市民と共に考えていくことを今からでも始めてほしいと願っています。

(以上分担執筆：山下裕子/横井真)

第 7

条例に基づくべき教育委員会「教育相談」事業の現状を問う —子どもをはじめ市民の思いや願いに応える事業/制度としていくために—

2022 年 3 月、中学 1 年生の□□さんが自死しました。そこに至るまでの間、小学生の頃から数年来、□□さん親子は教育委員会の事務局に相談を寄せていたとのことです。

一方、子どもの権利条例に基づく事業等の 2023 年度実施状況について、実施機関が条例第 16 条に基づき自ら検証して報告する「報告事項Ⅱ」（別添冊子）を開くと、13 頁と 14 頁に「教育支援センター事業 教育相談」が掲載されています。担当課は教育委員会事務局の「教育部 指導課」、所要額は「0 円」、事業概要は「学校園生活や家庭生活での子どもに関する相談事業。学校の指導に対する児童生徒の不安、友達関係、虐待等に関する相談事業。」とのことです。そして相談件数は「延べ 1,841 件」とあります。

□□さん親子が相談を寄せていた先は、この「教育相談」だったとのことです。

この「教育相談」事業の自己検証報告の最後には、その実施機関である教育部指導課による「自己評価」が 4 項目、15 行にわたって掲載されています。内容的には、ここ数年来にわたりほぼ同様の「自己評価」が重ねられてきています。

それらを繰り返し読み返してはみるのですが、その「教育相談」に小学校時代から数年来にわたって相談を寄せてきた子どもが、中学校に入学してほぼ 1 年後に、自ら命を絶った——という、その極めて重篤、かつ深刻な事態に対して、「教育相談」を実施してきた教育部指導課が、どう向き合おうとしているのか、まったく読み取ることができません。

(1) 教育委員会「教育相談」事業と子どもの自死とのかかわり

市長が設置した第三者委員会の調査報告書は、既に本年 5 月、市長に提出され公表されています。それによれば、自死した子どもは教育委員会に自身の転校希望を訴えていたけれどもかなえられず、その後に「自死を決意する」に至ったものと理解されます。

とすれば教育委員会の実施事業「教育相談」は、子どもの自死に至る経過において相応のかかわりを持ってきたと考えられます。その「教育相談」は、子どもの権利条例に真に根差して実施されてきたか——その責務遂行の実際が改めて今、鋭く問われています。

ところが「報告事項Ⅱ」に掲載された「教育相談」事業の自己検証報告には、今問われている実施機関としての責務遂行についての省察は、自死した子どもにかかわったはずの相談窓口として振り返るべき内容としては、ほとんど何も、述べられていないのです。

条例第 16 条は、第 1 項で「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します。」と市に義務付けています。教育委員会の「教育相談」事業の自己検証は、はたして、子どもの最善の利益を具体的に実現していこうとする確かな視点と認識によって、なされてきたのでしょうか。子どもをはじめ市民に対して、自らの説明責任を真摯に果たそうとする検証の内容となっているのでしょうか。大きな懸念が抱かれます。

(2) 教育委員会「教育相談」事業の現状と子どもをはじめ市民の思い・願い

教育委員会の「教育相談」事業の自己検証は、子どもをはじめ市民の思いと願い、その声と眼差しに、真摯に誠実に、応答しようとするものに、なっているでしょうか。

私たち子どもの権利条例委員会は、条例第 16 条第 3 項および第 4 項に基づいて、本年度も子どもの権利条例市民モニターのみなさんの思いや意見を聴かせて頂く機会を持ちました。市民モニターの方々からは、その後もレポートを寄せていただきました。

市民モニターの皆さんから寄せられた思い、その意見の一つひとつを改めて読ませて頂くと、子どもの最善を願う市民の思い、その声と眼差しが伝わってきます。その一方で前述のように教育委員会「教育相談」事業の自己検証報告が提出されています。私たちは、市民モニターから寄せられた声と、教育委員会「教育相談」の自己評価と、その両者の間に、大きな落差を感じざるを得ません。市民モニターの声には、子どもの権利条例に根差す願いが込められています。他方、教育委員会「教育相談」の「自己評価」には、それがどのように込められているのでしょうか。そこに大きな隔たりを感じます。

子どもをはじめ市民の思いと願い、その声に、とりわけ「教育相談」を実施・運営する教育委員会は、条例に基づくその意義と責務に照らして、どうか応答してください。

そこで既述に重ねて、市民モニターから寄せられた意見、思いや願いをお伝えします。

まずは、泉南市のために日々奮闘頂きありがとうございます。市民モニターとして、一番早く実現して頂きたいのが、第 6 条の子どもの相談と救済です。第 6 条が実現できなければ、他がどれだけ良くても、また自死の子どもさんが出てくる可能性があるからです。

たくさんの相談電話の場所があるように思えますが、子どもたちは、顔も見えない、信用できるかわからない大人に相談するのに、かなり勇気が必要だったり、実際相談電話した子どもさんの話を聞きましたが、「そんなはずないでしょ!」とか、「うそは言ったらだめだよ!!」等、心ない発言を受け、相談電話にかけても意味がなかったと、仲の良い友達に話していたそうです。その子どもさんの家庭事情が複雑すぎて、たまたまうそだと思ったのかもしれないませんが、それを聞いた子どもたちも絶望されたと思うと、とても心苦しく思いました。

やはり子どもたちは親や友達、学校の先生に相談することが多いと思われますが、そこで解決できない場合、「ここなら信用できるから相談してみるといいよ!」と言えるような場所があれば、救われる子どもさんも増えていくのではないかと思います。

ただ、予想に反して、学校では相談をきいてもらえることも少なく、他の相談場所(電話番号)も教えて頂けないみたいです。2021 年に□中学校で行われた、いじめによる自死についての保護者説明会では、困ったら学校に言うように! とのことでしたが、「いじめられて、学校に相談しても意味がないと感じた子どもさんは、どこに相談したらいいですか?」と聞くと、「だから、学校に言ってくださいと言っているでしょ!!」と、絶望的な答えを頂きました。私を含めた他の親御さんも、泉南市に住んでいると、きっと同じようなことが繰り返されるといったことでしょう。

解決策もなく、その後説明会があることもなく、同年代は卒業してしまいました。このまま風化されることなく、泉南市民対象に、改善された説明会を開いて、親子ともに不安を抱えながら過ごしている状況を、是非救済して頂きたいと思っています。(後略)

この方は「一番早く実現して頂きたいのが、第6条の子どもの相談と救済です」と訴えています。第6条が実現しなければ「また自死の子どもさんが出てくる可能性がある」と、現状に対して深刻な不安と懸念を述べています。しかし、じつは教育委員会の「教育相談」は、第6条に基づく子どもの相談事業として実施されてきたものです。教育委員会は、このような市民の不安や懸念に応えようとしていますか。今、問われています。

2012年に泉南市子どもの権利に関する条例が制定・施行されて以来、12年にわたって、第6条に基づいて教育委員会「教育相談」事業が実施されてきたはずなのです。しかし、じつのところは、子どもをはじめとする市民にとっては、それが第6条を実現する制度や事業にはなっていなかったと、その経過と現状が、訴えられているのです。

私たち条例委員会は、市が行う条例検証に資するべき役割を担いながらも、それを十分に果たしてきたとはいえず、深く反省しなければなりません。その検証をより徹底して行っていたならば、一人の子どもの自死は防ぎ得たのかもしれない——とも思えるのです。

第6条は、第1項で次のように定めています。「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」

この子どもの権利を保障する相談窓口として、教育委員会「教育相談」事業が実施・運営されねばならないのです。が、それが果たされていないと市民モニターは指摘しています。さらにその指摘からは、相談窓口のみならず学校においても、相談・救済を受ける子どもの権利が正当に理解・認識されていない、その現実が浮き彫りになっています。

(3) 市民から問われている教育委員会「教育相談」事業の今とこれから

改めて今、第6条に基づく、真に子どもにとって実効性のある、相談と救済の制度が求められています。その具体化へのイメージは、市民モニターからも提起されています。

今回のモニター会議で、学校の先生や教育委員会を批判するような意見が出ていましたが、私は泉南の学校に通った1人として、学校の先生に対して否定的な意見は全くなく、感謝していることが多くあります。そのため、多くの先生が児童生徒に寄り添って関わってくださっているとは思います。

しかし、学校の先生に相談をしても助けてくれなかった、学校の先生から不当な扱い・暴力を受けた人たちもいるかもしれないとも思います。

そういったときに、相談できる場が必要であると思います。親や家族など身近な人、身近な人に相談できない場合は、信頼できる相談先が必要になってくると考えます。その信頼できる相談先は、自分の話を聴いてくれる・解決しようと動いてくれると思える人・場所でないといけないと思います。そう思えるのは、相談するまでに何度も会っていて、話をしている方が良いと思います。そのとき、家、学校以外の第3の居場所がとても重要になってくると考えます。子どもたちが誰でも自由に行くことのできる場所があれば良いと思います。そこで、相談ができる環境も整っていると良いと考えます。また、対面ではなく、電話やチャットが良い人もいると思うので、それにも対応できるようになっていると良いと思います。こういった場所や環境を整えることのできる条例や政策が進めば嬉しいです。

このような市民の意見に、教育委員会「教育相談」事業は、どのように応答しますか。

また、ある市民モニターは「泉南市子どもの権利条例は、息づいている」と、泉南市子どもの権利条例の12年を振り返る中から、次のように語っています。

先日の会でモニターの方のお子さんがいじめにあった時、2例とも保護者の方が直接相手の家に行って話し合いをされたと話されました。学校でもなく担任の先生でもなく教育委員会でもなく直接自分たちで解決への行動に出られました。

これは、何なのか？身近に信頼のおける相談機関が無いのか？市の教育機関が信頼されていないのか？第三者委員会の報告書を読んでみましたが、当該児童は学校生活の中では条例にある「子どもの権利の尊重」「子どもの意見表明と参加」「相談と救済」が尊重されず、相談しても救済を求めても大人の価値観で対応され、自分の思いを聞いてもらえない、伝わらないという不信感だけが大きくなっていったように感じられました。教職員は子ども、児童生徒に、一人ひとり丁寧にかかわり、子どもの行動の変化、心の動きなど見逃さないよう努めることが大切であると思いますが、現状の働き方では無理のような気がします。余裕をもって働ける人員の配置が必要だと思います。

先日、文科省が教員の働き方に関する改革案をまとめたという記事を見ました。（中略）「生徒指導担当教員」の配置があっても名前だけで終わってほしくない。「子どもの権利の尊重」「子どもの意見表明と参加」「相談と救済」を尊重し子どもの最善の利益を第一に取り組む教員であってほしいと切に思います。また担当教員だけが子どもにかかわるのではなく学校全体、保護者、地域を巻き込んだ対策が必要だと思います。そのためには子どもの権利についての研修、学習が必要になってきます。

2023年度の事業等の実施状況の報告では、職員向け、保護者向け、市内の保育施設合同研修などの取り組みがありますが、単発のものが多く研修が子どもの最善の利益につながるのか少し心配です。働き方改革も含め積極的に研修学習する機会を取ってほしいと思います。そんな中、大学時代に子どもの権利に関する講義があり、泉南市に就職が決まった時、教授（？）から実践しているところに勤務できてよかったと声をかけられたという頼もしい教員がいることに嬉しく思いました。

また、「泉南子ども会議」に小学校時代から参加している大学生の方は、子どもの権利についていろいろな活動を通して知ったことで進む道が見え、大学進学につながっている。子ども会議が自分の居場所となり、今は子どもたちのサポートに力をそそいでいる素敵なはなしを聞き、泉南市子どもの権利条例は、息づいていると思いました。

このように 就学前、小学校、中学校、高校、大学等の教育機関での子どもの権利に関する学び、職場、保護者会での研修などを積み上げることで子どもの最善の利益を目指す事業や、学校生活、家庭生活、地域活動などが展開されるのではと思います。継続的研修が望まれます。第三委員会報告の中には、「子どもの人権救済機関の設置」について書かれてありました。子どもの人権を救済するために常設の公的第三者機関の設置が必要と考えたと記載されています。

学校だけでは対応できないことも多いと感じます。常設の機関があることは心強いことです。「子どもの権利の尊重」「子どもの意見表明と参加」を尊重し、子どもの最善の利益を第一に取り組む機関にしてほしいとおもいます。

子どもの権利条例の実施・運営に、重大な懸念が抱かれる現状の中で、それを切り拓いていくのもまた、子どもの権利条例ではないか——との思いが、伝わってきます。

泉南市には子どもの権利条例があるにもかかわらず、私たちは一人の子どもを救済することができず、かれは自死しました。泉南市の子どもの権利条例は機能不全に陥り、あるいは形骸化して、危機に瀕しているともいえるでしょう。けれどその一方で、子ども会議をはじめ条例の12年の営みの中で育まれてきた子どもたちがいて、子どもの権利を基盤に子どもの声に耳を傾けようとする市民の広がりも少しずつ感じられるようになってきている、とも思えます。その遅々としてではあるけれど12年の営みをこそ、糧として、困難な現状を切り拓いていきたい、一人も取り残さず、どの子どもにも、子どもの権利条例に基づく相談と救済の権利を保障できる仕組みを——そのような願いが綴られています。

それだけに、条例に基づく事業の中でも、とりわけ教育委員会「教育相談」事業は、このような市民の思いと願い、その声と眼差しに、真摯に向き合い、それをたしかに受け止め、自らの現状を厳しく問い直し、子どもの最善の利益を真に目指す事業へと、より良く改善していくことが、今何よりも求められています。

さらに市民モニターからは、次のような市長や教育長への直言も寄せられています。

1. 泉南市長山本優真殿

泉南市子どもの権利条例委員会発出の第13次泉南市子どもの権利条例委員会報告を熟読し、理解してください。

2. お互いの立場がある事は理解できますが先ずもって現実を確りと見つめ、理解し、今どうすべきか真摯に向き合って頂きたいと存じます。

子どもに対する『いじめ』は大人の責任で低減、対処せねばならない重要事項と報告者は認識しています。第二の[]さんを絶対に出さない事を念じています。可能な限り早く上述の泉南市子どもの権利条例委員会が提言している『せんなん子ども支援ネットワーク』を組織し、泉南市子どもの権利条例が全市民に理解され、【子どもにやさしいまち】の実現をしてください。

(中略)

本件に対する教育委員会からの指示は驚くべきもので、典型的な『いじめ』対策無知と言わざるを得ません。係る状況では第二の[]君を生むことになり兼ねませんので、予防的いじめ対策の実施を実行されることを願わずには居られません。市長山本優真殿、この実情を納得いくまで自分の目で確認して下さい。泉南市教育長富森ゆみ子殿、この実情を、自分で確認し善処する行動を起こして下さい。そして早急に泉南市子どもの権利条例委員会の提言を実行して下さい。貴職の速やかなる行動は必ずや第二の[]さんを出さない事に繋がると考えます。

ここで書かれている「本件」とは、この方がボランティア活動の中で、ある子どもから受けた相談に関することで、それにかかわって垣間見られた、教育委員会の対応の様子が述べられています。それは冒頭で触れた「教育相談」の「延べ1,841件」の中の一つなのかもしれません。が、ここでも、その現状に対する市民の不安と懸念が示されています。

(4) 教育委員会「教育相談」事業と子どもの権利救済の公的第三者機関

泉南市は現在、条例に基づく子どもの権利救済のための公的第三者機関を新たに創設しようとしています。本委員会も、これについて今次市長報告の第4として「子どもの権利救済委員の制度の創設に向けての報告と提案」を10月18日に提出しました。条例が目的とする「子どもにやさしいまち」を不断に実現していく、泉南市の条例に基づく公的社会的な仕組みとして、その速やかな実現が望まれます。

しかし、その一方で、条例第6条に基づく事業として実施されてきたはずの、教育委員会「教育相談」の上述来の現状があります。この現状を見過ごすことはできません。相談件数が2023年度だけで「延べ1,841件」だとの報告なので、そのケースの夥しい数からすれば、市民モニターが指摘する「第二の[]君を生むことになり兼ねません」という懸念は、相当なリアリティをもって私たちに伝わってきます。

さらにいえば、教育委員会「教育相談」事業は「所要額0円」とありますが、報告では教育委員会事務局の専任職員のほかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「正規職員の心理職」なども配置とのことですから、この事業には人件費をはじめ相当な予算が投入されているはずで、けれど「報告事項Ⅱ」を読む限り、その実態は明らかではありません。他方、新たに設置されようとする子どもの権利救済のための公的第三者機関は、市長の附属機関の委員(非常勤)から成る組織を予定しているわけですから、教育委員会「教育相談」事業にくらべて、人員配置や予算規模からしてその比ではなく、相当に脆弱な事業にもなりかねないとも考えられます。このことは特に留意が必要です。

つまりは、子どもの権利救済のための公的第三者機関の設置は極めて重要ですが、しかしながら、市の行政機関(教育委員会)が実施する「教育相談」事業そのものが、条例第6条に基づく実効性のある事業として——すなわち同条第1項が定める通りに「自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる」事業として、そして子どもの最善の利益と子どものエンパワーメントを支援する事業として——実施・運営されていかなければ、単に非常勤の附属機関を設置するだけでは、上述来の市民の願いや期待に応えることは、おそらく不可能だといわねばならないでしょう。

それだけに、なおさら付言すれば、新たな公的第三者機関の制度をより有効な子どもの人権機関として設計-創設-実施-運営していくためには、とりわけ教育委員会「教育相談」事業の現状をしっかりと視野に入れて、その本来の機能・役割を子どもの最善の利益の実現に向けて積極的に引き出していく視点と方向性を持つことが、極めて重要です。

(以上分担執筆：吉永省三)

以上